



事務連絡
令和2年5月29日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年3月31日付け事務連絡）により協力をお願いしたところですが、各都道府県等に対し、緊急事態宣言解除後も建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく業務の実施にあたって、引き続き留意すべき事項について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川
TEL : 03-5253-8513

国住指第588号
令和2年5月29日

中央指定試験機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した 業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年3月31日付け国住指第4664号）により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も業務の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

※「非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年5月28日付け国住指第496号）は廃止する。

記

1. 業務の実施にあたっては、換気や咳エチケットの徹底等を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。
なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。
2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、その際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

田伏、北川 TEL : 03-5253-8513

中央指定登録機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年3月31日付け国住指第4662号）により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も業務の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

※「非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年5月28日付け国住指第497号）は廃止する。

記

1. 業務の実施にあたっては、換気や咳エチケット等の徹底を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、緊急事態宣言解除後も、一級建築士免許証明書、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の申請及び交付等については、電子申請又は本人確認ができる公的な身分証明書の写し等の必要書類の郵送により申請を受け付け、その後申請者に対し、一級建築士免許証明書等を郵送により交付するなどの対応も行うなど、引き続き感染予防に最大限配慮すること。また、その際、当該写し等については適切に保存すること。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。

2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、その際、電話等による問い合わせに適切に対応で

きる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

田伏、北川 TEL : 03-5253-8513

国住指第590号
令和2年5月29日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について」（令和2年3月31日付け国住指第4663号）により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）に基づく手続きに係る業務の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

※「非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について」（令和2年5月28日付け国住指第498号）は廃止する。

記

業務の実施にあたっては、換気や咳エチケット等の徹底を行うとともに、電子申請又は郵送による対応等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮してください。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、別添のとおり、中央指定登録機関に対し、緊急事態宣言解除後も一級建築士免許証明書の申請及び交付等については、電子申請又は本人確認ができる公的な身分証明書の写し等の必要書類の郵送により申請を受け付け、その後申請者に対し、一級建築士免許証明書等を郵送により交付するなどの対応も行うなど、引き続き感染予防に最大限配慮するよう通知しています。

二級・木造建築士免許証明書の申請及び交付等についても同様の対応が可能と考え

られますので、現在の状況を鑑みて、当該対応を活用いただくなど、貴職におかれましても感染予防に最大限配慮していただきますようお願い申し上げます。

また、緊急事態宣言解除後も引き続き、特に以下の法に基づく手続きについても、電子申請又は郵送による対応も実施することが可能と考えられますので、同様に感染予防に最大限配慮していただきますようお願い申し上げます。

- ・ 法第 5 条の 2（建築士の住所等の届出）
- ・ 法第 8 条の 2（建築士の死亡等の届出）
- ・ 法第 23 条（建築士事務所の登録及び更新）
- ・ 法第 23 条の 5（建築士事務所の変更の届出）
- ・ 法第 23 条の 6（建築士事務所の業務報告書の提出）
- ・ 法第 23 条の 7（建築士事務所の廃業等の届出）

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513

登録試験実施機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年3月31日付け国住指第4665号）により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も業務の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

※「非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年5月28日付け国住指第499号）は廃止する。

記

1. 業務の実施にあたっては、換気や咳エチケット等の徹底を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。
なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。
2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、その際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

田伏、北川 TEL : 03-5253-8513

指定登録機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年3月31日付け国住指第4666号）により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も業務の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

※「非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年5月28日付け国住指第500号）は廃止する。

記

1. 業務の実施にあたっては、換気や咳エチケット等の徹底を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。

2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、その際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

田伏、北川 TEL : 03-5253-8513

各登録講習機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月8日付け国住指第18号）により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も業務の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

※「非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」（令和2年5月28日付け国住指第501号）は廃止する。

記

1. 業務の実施にあたっては、換気や咳エチケット等の徹底を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。

2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、その際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

田伏、北川 TEL : 03-5253-8513